

受講者の本人確認について

- 1 事業者は、研修申込時または、初回の講義時等研修日程の早い段階で下記に例示する公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認を行う。なお、受講者に対しては、募集時に事前に周知して実施すること。
 - ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し
 - ・ 住民基本台帳カード
 - ・ 在留カード
 - ・ 健康保険証
 - ・ 運転免許証
 - ・ パスポート
 - ・ 年金手帳
 - ・ 生活保護受給証明書
 - ・ 国家資格を有するものについては、免許証または登録証等
 - ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）※通知カードは本人確認書類として使用できません。

- 2 証明書は原本を確認の上、その写しを保管する。

ただし、個人番号カードについては表面のみの写しを保管し、裏面の番号の写しは取得しないこと。

- 3 研修の受講申込等をおこなった者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまでは求めない。

- 4 家庭内暴力の被害者等事情により公的機関の発行する証明書の掲示または提出が困難な受講者については、県に連絡をする。